

# 第20回

## 島原市農業委員会総会議事録

平成22年1月27日

## 第20回 島原市農業委員会総会

1. 開会日時 平成22年1月27日(水) 16時00分
2. 閉会日時 平成22年1月27日(水) 16時35分
3. 開催場所 有明庁舎 3階大会議室
4. 出席委員者の数 28名 欠席者3名
5. 議案
  - 第1号議案 農地法第3条第1項(耕作権設定)の規定による許可について
  - 第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可について
  - 第3号議案 農地法第5条の規定による許可処分の取消願について
  - 第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請について
  - 第5号議案 非農地証明願について
  - 第6号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
  - 第7号議案 農業委員会選挙人名簿登載申請審査について
6. 報告事項
  - 農地法第18条第6項の規定による合意解約について

議長

新年明けましておめでとうございます。

ただ今より、第20回島原市農業委員会総会を開会します。

本日は、13番、21番、29番委員は所用のため欠席するとの連絡がっておりますので、出席委員は31名中28名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

議事録署名委員につきましては、島原市農業委員会会議規則第15条第2項の規定により、議長が指名することになっておりますので、9番委員、10番委員を指名します。

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による耕作権設定の許可申請の1番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による耕作権設定の1番について賃借人の面積は下限面積に達しております。農機具はトラクター、耕耘機、農業用軽トラックをそれぞれ1台ずつ、保有しております。3人の労働力があり、賃借人は25年の農業就労歴があり、通作距離は車で15分です。

賃貸借期間は5年間で、賃貸借契約書も添付され、すべての許可要件を満たしており、効率的な事業経営が可能です。

議長

ただ今の説明に関して、大三東地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

大三東地区委員

1月22日に現地確認をしてきましたので、報告します。

1番について、申請人は意欲的に営農に取り組んでおり、申請事由は経営規模拡大のための申請ですので問題ないと思います。

議長

1番について、ご意見等ありませんか。

(「なし」との発声)

議長

ご質問等がありませんので、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第1号議案の1番は許可することに決定します。

議長

第2号議案 農地法第3条の第1項の規定による所有権の移転の許可申請の1番から2番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第3条の第1項の規定による所有権移転の1番の譲受人について、下限面積に達しており、農機具はトラクター、耕耘機、農業用軽トラック、田植機をそれぞれ1台ずつ保有しております。5人の労働力があり、譲り受け人は35年の農業就労歴があり、通作距離は車で10分です。すべての許可要件を満たしており、効率的な事業経営が可能です。

2番の譲受人について、下限面積に達しており、農機具はトラクター、耕耘機、農業用軽トラック、動噴をそれぞれ1台ずつ保有しております。3人の労働力があり、譲り受け人は40年の農業就労歴があり、通作距離は車で5分です。すべての許可要件を満たしており効率的な事業経営が可能です。

議長

ただ今の説明に関連して、1番の杉谷地区担当委員、2番の湯江地区担当委員の現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

杉谷地区委員

1番の申請人について、意欲的に営農に取り組んでおり、今回の申請は生前贈与のための申請ですので、問題ないと思います。

湯江地区委員

2番の申請人についても、意欲的に営農に取り組んでおり、経営規模拡大しても充分対応できる農家ですので、問題ないと思います。

議長

1番と2番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご質問等がありませんので、1番と2番は許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第2号議案の所有権移転の規定による許可についての1番から2番は、許可することに決定します。

第3号議案 農地法第5条の規定による許可処分の取消願いについて、を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 農地法第5条の規定による許可処分の取消願いについて、許可を受けていたが都合により不要になったためです。

議長

只今、事務局より報告がありましたが、取消を認めることにご質問はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご質問がありませんので、取消を認めることに決定してよろしいでしょうか。

議長

1番は取り消すことを認め、県知事に送付することに決定します。

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の1番を上程します。事務局の説明を求めます。事務局。

事務局

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の1番の譲受人は申請地に住宅1棟を建築したいとの申し出です。

申請地は都市計画区域内の第3種農地に該当します。

被害防除計画については、事前に配布済みですので、説明を省略します。

議長

現地調査員の報告をお願いします。

現地調査員

申請地の北側は譲受人の宅地、西側は宅地、東側は雑種地、南側は水路になっており、雨水は自然流下により水路へ、汚水、生活雑排水は合併浄化槽より道路側溝へ放流となり問題ないと見て参りました。

議長

ただ今、現地調査員より報告がありましたが、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、1番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」との発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

2番を上程します。事務局の説明を求めます。事務局。

事務局

2番についても、住宅1棟を建築したいとのことです。

申請地は農業振興地域内の農用地除外になっております。

被害防除計画については、事前に配布済みですので、説明を省略します。

議長

現地調査員の報告をお願いします。

現地調査員

申請地の北側は水路をはさんで道路、西側は宅地、南側は農地、東側は水路と農地になっており、雨水について水路放流、汚水、生活雑排水は合併浄化槽より道路側溝へ放流となり問題ないと見て参りました。

議長

ただ今、現地調査員より報告がありましたが、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、2番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」との発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、2番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

第5号議案 非農地証明願について、を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第5号議案非農地証明願の1番について、申請人は昭和48年4月頃より住宅兼農業用倉庫として利用しているそうです。

議長

現地調査員の報告をお願いします。

現地調査員

建物を見ると、20年以上経過しているので非農地と判断することに問題ないと見て参りました。

議長

ただ今、現地調査員より報告がありましたが、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見がありませんので、非農地証明書交付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、非農地証明書交付することに決定します。

第6号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第6号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について説明します。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画の承認を得ようとするものです。

耕作権の新規設定	9件	17筆	18,665㎡
耕作権の再設定	2件	2筆	2,466㎡
合計	11件	19筆	21,131㎡

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご質問等がありませんので、農用地利用集積計画を承認することに決定します。

第7号議案 農業委員会選挙人名簿登載申請の審査について、を上程します。  
事務局の説明を求めます。

事務局

地区ごとに名簿を置いています。こちらから、三会、杉谷、中央、安中、大三東、湯江地区のテーブルになっておりますので、それぞれの地区の担当農業委員さんの審査方よろしくお願いたします。

議長

委員皆様のご協力により、選挙人名簿の審査が無事終了いたしました。

農地法第18条の合意解約等は8ページに記載のとおりでありますのでご報告します。

これで、第20回島原市農業委員会総会を閉会します。

以上、議事の顛末に相違ないことを証するため

議長は、議事録署名委員と共に署名する

議長 \_\_\_\_\_

議事録署名委員 \_\_\_\_\_

議事録署名委員 \_\_\_\_\_

第1号議案 農地法第3条第1項、耕作権設定による許可申請が1件あり許可された。

第2号議案 農地法第3条第1項、所有権移転による許可申請が2件あり許可された。

第3号議案 農地法第5条の規定による許可処分の取消願申請が1件あり、取り消すことを認め、県に送付した。

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請について2件あり、許可相当と認め、県に送付した。

第5号議案 非農地証明願について申請が1件あり、非農地証明書を交付した。

第6号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について、耕作権の新規設定が9件、17筆、耕作権再設定が2件、2筆あり、承認することに決定した。

第7号議案 農業委員会選挙人名簿登載申請審査について、審査を終了した。

報告事項 農地法第18条第6項の規定による合意解約について報告した。